

00816

鳥取縣公報

告 示

昭和十六年七月八日
第千二百四十八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◆鳥取縣告示第五百五十三號

日野郡ニ於テ左ノ通家畜傳染病發生セリ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事 八田三郎

病名	畜類	性	年齡	發病月日	斃死月日	發病地
氣腫疽	牛	牝	二	昭和十六年六月四日	昭和十六年六月四日	日野郡福榮村大字神福

◆鳥取縣告示第五百五十四號

昭和十六年六月二十七日鳥取縣告示第五百十八號種馬統制法ニ依ル昭和十六年ノ種馬検定、検査期日、場所及區域中一部左ノ通變更セラレタリ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事 八田三郎

00817

檢査定期日	道府縣	檢査(支廳)	區域	檢査定期場所
七月二十九日	鳥取縣	郡市	多里村	日野上村
	日野郡		日野上村	大正國民學校
			福榮村	石見村
			山上村	石見種付場
鳥取縣知事	八田三郎			
檢查月日	檢查場所	檢查區域	檢查時間	
七月十日	氣高郡勝部村字澄水	勝部村一圓	午前九時十一時	
十一日	中鄉村龜尻	中鄉村一圓	同	
十二日	日置谷村奧崎	日置谷村一圓	同	
十四日	日置村山根	日置村一圓	午前九時十一時	
十四日	青谷町青谷	青谷町一圓	午後二時三時	

◇鳥取縣告示第五百五十五號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依リ生產檢查ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年四月十一日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ奉付クベシ

昭和十六年七月八日

十五日	逢坂村山宮	逢坂村一圓	午前九時十一時
十六日	小鷺河村鶴峯	小鷺河村一圓	同
十七日	鹿野町鹿野	鹿野町一圓	同
十八日	勝谷村宮方	勝谷村一圓	同
十九日	正條村家畜市場	正條村一圓	同
二十日	瑞穂村矢口	瑞穂村一圓	同
二十一日	吉岡村妙德寺	吉岡村一圓	同
二十二日	寶木村富吉	寶木村一圓	同
二十三日	正條村家畜市場	正條村一圓	同
二十四日	瑞穂村一圓	瑞穂村一圓	同
二十五日	大鄉村金澤	大鄉村一圓	同
二十六日	松保村布勢	松保村一圓	同
二十七日	明治村上原	明治村一圓	同
二十八日	豐實村野坂	豐實村一圓	同
二十九日	東鄉村篠坂	東鄉村一圓	同
三十日	神戸村上砂見	神戸村一圓	同
三十一日	大和村倭文	大和村一圓	同
八月一日	美穗村上味野	美穗村一圓	同
二日	大正村家畜市場	大正村一圓	同
五日	千代水村安長	千代水村一圓	同
六日	湖山村湖山	湖山村一圓	同
	末恒村内海	末恒村一圓	同

◆鳥取縣告示第五百五十六號

青果物配給統制規則施行細則第三條ノ規定ニ依ル出荷者ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年七月八日

00819

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事 八田三郎

所 在 地

鳥取市中町

鳥取市青果物出荷組合聯合會

鳥取市西町二九〇

米子市 同

鳥取市東町一

岩美郡 同

八頭郡賀茂村四九三

八頭郡 同

氣高郡大正村古海字下林土井ノ下

東伯郡 同

東伯郡倉吉町大字仲ノ町七三七

西伯郡 同

米子市加茂町二丁目二

日野郡 同

日野郡根雨町大字根雨七二八

◆鳥取縣告示第五百五十七號

昭和十六年七月三日左ノ者ニ對シ動力搬擗業免許證ヲ下附セリ

昭和十六年七月八日

免許證番號

氣高郡湖山村五百八拾貳番地

鳥取縣知事

八

田

三

郎

免許證番號

鳥取縣知事

八

田

三

郎

免許證番號

鳥取縣知事

八

田

三

郎

00822

◆鳥取縣告示第五百五十八號

左記墓地ハ今回改葬セラル、ニ當リ緣故者不明ノ趣ニ付縁故者ハ左記期日迄ニ何分申出ラレ度若シ右期日迄ニ何等申出ナキ場合ハ管理者ニ於テ適宜改葬セラルベシ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事 八田三郎

墓地所在地

兵庫縣武庫郡大庄村西大島字人田二九二番地

管理 者

兵庫縣武庫郡大庄村長

三期 日

昭和十六年七月十日

因伯牛犢生產検査規則第一條ニ依リ生產検査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年四月二十五日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付クベシ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事 八田三郎

檢査月日

檢査區域

檢査場所

牽付時間

七月九日

岩美郡蒲生村

蒲生村大字蒲生

午前十時

同十日

岩井町、東村

岩井町大字岩井

同十時

同十一日

小田村

小田村大字池谷

同九時

同十四日

本庄村

浦富家畜市場

同九時

00823

十五日	大岩村	大岩村大字大谷	同九時
十六日	福部村	福部村大字海士	同八時
十七日	大茅村	大茅村大字柄本	同十時
十八日	成器村	成器村大字殿	同十時
十九日	面影村	面影村大字雲山	同八時
二十日	宇倍野村	宇倍野村大字谷	同九時
二十一日	同 村	同 村大字中鄉	同九時
二十二日	同 村	同 村大字久末	同八時
二十三日	津ノ井村	津ノ井村大字桂木	同九時
二十四日	米里村	米里村大字待居	同八時
二十五日	倉田村	倉田村大字待居	同九時
二十六日	鳥取市	(舊美保)	同八時
二十八日	同	(舊中ノ郷)	同八時
二十九日	同	(舊稻葉)	同八時
三十日	(同)	鳥取市濱坂	同八時
三十一日	(舊賀露)	鳥取家畜市場	同八時
		鳥取市賀露町	同九時

◆鳥取縣告示第五百六十號

左ノ通養蠶實行組合設立ノ件認可セリ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

養蠶實行組合
地 區
八 東
八頭郡八東村一圓
事務所ノ所在地
八頭郡八東村大字才代字中土居二九八ノ一
認可年月日
昭和十六年七月四日

◆鳥取縣告示第五百六十一號

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅検査章ヲ左ノ通返納セリ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

區 分 番號
八
縣稅檢查章 四
返納年月日
昭和十六年六月二十八日
所屬廳名
鳥取市役所
職名
元書記
氏 名
森 本 常 吉

◆鳥取縣告示第五百六十二號

米子市ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十六年四月二十六日左ノ通指定セリ

昭和十六年七月八日

校 數
一
位 置
米子市中町八番地
就學區域
八 田 三 郎

鳥取縣知事

八 田 三 郎

彙

報

自給飼料にサイレーチを！

畜産報國上 サイロの設置を望む

(農務課)

サイレーチとはサイロに青草・紫雲英・青刈大豆・甘藷蔓・蠶殼等を詰め込んで一定期間貯藏し、一種の酵素を起さしめて出来上つた家畜飼料であつてエンシレーチともいはれ、又譯して堅芻埋藏飼料、埋草、埋芻等とも稱する。サイロとは地中を家畜の飼養頭數に應じて直徑四尺乃至五尺、深さ五六尺乃至一丈前後の管を掘つてコンクリートで固め、貯藏した飼料の上部を蓋及び押蓋を以て覆ひ適量の重石を置いて壓縮貯藏する装置をいふのであつて埋藏窓、埋草窓或は埋藏庫等ともいはれてゐる。

事變下生産力の擴充を遂行して銃後を守り、國家を盤石の安きに置くは農家の義務であるが、中でも家畜の増産は刻下の急務であるにも拘らず飼料は種々なる國際情勢から價格は漸次昂騰し、しかもその品物の入手は極めて困難であつて畜産經營上深刻な問

題となつてゐる。

從つて農家は自給飼料の生産に全力を注いで生産力擴充の上から必要缺くべからざる飼料に支障ならしめることは、國家を戰捷國たらしめる農家の責任であるが、これがためにはこのサイロを各農家に設置することは最も必要なことゝいはねばならぬ。

サイレーチは材料を詰込んでから一ヶ月乃至二ヶ月を経過すると、乳酸菌の作用によつて一種獨得な快香を生じ、乳酸を含み、色澤は淡黃色或は帶黃綠色となつて、成分は詰込材料と類似の飼料成分を有し、消化率もよくて家畜の嗜好に適してゐる良好の飼料であつて、何時取り出しても差支へないが、晚秋生草が無くなつた頃口を開けて陽春生草が出来る頃迄因伯牛なら一日三貫乃至四貫乳牛なら四貫乃至五貫役馬なら一貫乃至三貫宛給與するのである。

も、サイレーチは榮養價值も大で容積も小さく、且つビタミンも保有してゐて貯藏飼料としては最適のものである。

尙サイロ設置については相當補助の途も講ぜられて居り、その建築方法等についても種々注意すべき點があるから、設置にあたつては町村農會又は各郡畜產組合等に相談して充分研究し、各農家に一日も速かにこれを設置するやう希望する次第である。

×

×

×

自轉車は『切符制』

リヤカーは『配給統制』

(商工課)

なく其の及ぼす支障大なるものがあるので、いよいよ六月三日から全國にかけて切符制を實施することとなつた。

即ち一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで十月から十二月までと年四回に亘つて日本自轉車卸商業組合聯合會から縣に配當されるのであるが、縣では此の新品自轉車の配給希望者を取纏め、重點主義に依つて順位配給をすることとなつたので、配給希望者は市町村役場で申請書様式を開き合せて縣に申請書を提出せられたい。併し中古品に付ては切符制は採用されないことになつてゐる。

尙ほ昨年十月以來二十八吋自轉車は製造が禁止せられ、従つて今後の配給自轉車は全部二十六吋となるのであるが、現在の二十八吋自轉車の所有者は、目下のところ少量の部分品の割當はあるけれども、近き将来に於ては二十八吋自轉車の製造禁止に依つて修理加工が絶対に不可能となる譯である。

又リヤカーも同様配給の統制が取られることになつて六月一日から実施せられた。之は現在のところ切符制は取らないことになつてゐるが、併し之も重點主義に依ることは勿論で、農產物搬出用には優先的に配給せられることになつてゐるから、希望者は最遠の自轉車屋に申込めば、自轉車屋は更に鳥取縣自轉車配給統制協議會に之を報告し、此の協議會の決定に基いて自轉車小賣商業

組合から配給せられることになつてゐる。

× × ×

植物油の配給統制

(商工課)

×

×

×

×

×

御親閲拜受記念

青年學校大會

(社會教育課)

要が増加したことに依るものであるから、配給統制はまだ切符制にまではなつてゐないが各處に於ては成るべくその消費を節して浪費しないやうに努め、又當座必要ない分まで購入しないやうにして、配給制に協力せられるやう希望する。

時局の進展と共に近來植物油の需給關係が甚しく不圓滑の傾向にあるので、縣では今回その配給統制要綱を定めて五月二十九日から實施した。

統制された植物油は大豆白絞油・大豆サラダ油・菜種油・菜種白絞油・亞麻仁油・棉實油・胡麻油・桐油・荏油・其の他の植物油で、縣はその需給狀態を調査して需要先別に割當數量を決定し鳥取縣植物油卸賣商業組合(卸商組)はこの割當られた數量の現品を共同購入して、之を縣の指示によつて大口消費者並に植物油の小賣に關する商業組合(小賣商組)に對して共同販賣を行ふのであつて、現品の配給を受けた小賣商組は、やはり縣の指示によつて大口消費者及び一般家庭に配給するのである。そして卸商組の組合員と小賣商組の組合員とは兼ねることはならぬ。植物油の品不足は全く時局遂行上軍需及び時局産業の方面に需

同大會舉行の場所は各郡市毎に適宜決定の筈であるが、當日は青年學校管理者(設立者を含む)及び同職員生徒は全員參加するは勿論のこと尙來賓、父兄、雇傭主等成るべく多數參觀を希望しておる。尙同大會の開催に對しては各郡市に對し、各々金貳拾五圓以内の補助金を縣より交付する筈である。

× × ×

統制販賣價格並賃金の告示

價格等統制令及び賃金統制令の規定に依り、鳥取縣告示を以て公布せられた統制價格並に賃金の六月中の分は次の通りである。

△屑米の販賣價格認可

六月三日付告示第四百四十八號

△木材の加工賃認可

同 第四百四十九號

△荒物の販賣價格認可

同 第四百五十四號

△家庭用金物の販賣價格指定

同 十日付告示第四百五十八號

△栗石割栗の販賣價格認可

同 十三日付告示第四百七十一號

△満洲國產豆類の販賣價格指定

同

00826

曩に青年訓練實施十五周年に當り、畏くも宮城二重橋前廣場に於て全國青年學校教職員生徒代表に對し御親閲を賜はりたるは聖慮深遠洵に恐懼感激に堪へない處である。

本縣に於ては當日の感激を新にすると共に、更に決意を固くして青年學校教育の振興を期するため、鳥取縣青年學校教育會・各都市青年學校教育會共同主催の下に、去る七月十一日、十二日、十三日の内一日を選んで各郡市毎に市町村長、教職員生徒等青年學校關係者を一堂に會して「御親閲拜受記念青年學校大會」を開催することとなつた。

△工業藥品の販賣價格指定 同 第四百七十二號
△陶器の販賣價格認可 同 第四百七十三號
△黒糖、白下糖の販賣價格指定 同 第四百七十四號
△手漉製紙業勞務者の協定賃金認可 同 第四百七十五號
△明ヶ二歳馬の運賃其の他の諸掛制定 同 第四百八十四號
△蔬菜及び果實の販賣價格指定 同 第四百九十四號
△氷の販賣價格指定 同 第四百九十六號
△セメントの販賣價格指定 同 第四百九十七號
△梅木製鐵製品の販賣價格認可 同 第四百九十八號
△電熱器ランプの販賣價格指定 同 第四百九十九號
△漆の販賣價格指定 同 第五百一號

△漆の販賣價格認可 同 第五百一號

00827

△内地產豆類の販賣價格改正
同 第五百二號

第五百四號

△曹達及び苦性曹達の最高販賣價格指定

同 二十七日付告示第五百二十八號

一本籍、住所、氏名職業 不詳

一 性別及年齡 男 推定年齡二十七歲位

一 相 貌 丈五尺五寸位、中肉、長顔、長髮刈外三特徵ナシ

一 著 衣 ジヤンバー一枚(鼠色茶色)半ズボン一枚

(鼠色縦縞)ベンベルシャツ二枚(藍色縦縞)ジャケット二枚(鼠色茶色)コットンシャツ及ズボン下各一枚、メリヤスサル又一枚靴下足

黒革短靴一足、赤革バンド一枚、白ハンカチ一枚

一所持金品 現金一圓八十五錢

一死亡推定年月 昭和十六年五月上旬頃

一死亡ノ場所 北海道上川郡神居村字神岡(忠魂碑裏)

一假埋葬ノ場所 同 上川郡神居村字神岡旭川市基地

一取扱者 同 上川郡神居村長

一心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十六年七月八日印刷
昭和十六年七月八日發行發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印 刷 所 鳥取刑務支所

七月一日鳥取縣告示第五百三十二號二頁三段五行中、大和村、神戸村、ハ誤植

正誤

右ハ昭和十六年四月二十八日午後四時一分下リ列車ニテ奈井江驛ニ下車シ旅行中ヨリ疾病ノ爲一時驛待合ニテ休憩中病勢昂マリ奈井江病院半澤醫師ノ手當ヲ受ケ重態ノ爲入院セシメ加療中ノ處四月二十九日死亡シタリ本籍住所故者不明引取人ナキヲ以テ前記ノ通假埋葬ス

心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

一本籍、現住所、氏名、年齢、性別、職業
本籍住所不詳、疊職男 石橋善三郎 五十歳位
二相貌 特徵 身長五尺一寸位瘦形、頭髮丸刈、其ノ他並ヤツ、コール天乘馬ズボン、メリヤスズボン下、足袋、腹掛、印袢天、風呂敷、金一圓二十五錢在中ノ財布

三着衣及所持品 單前、單前下衣、羅紗オーバ、メリヤスシヤツ、コール天乘馬ズボン、メリヤスズボン下、足袋、腹掛、印袢天、風呂敷、金一圓二十五錢在中ノ財布

四假埋葬年月日及場所 昭和十六年五月一日奈井江共同墓地
五取扱者 北海道砂川町長

備考